労働保険料等の特例猶予制度

ＦＡＱ

令和２年６月２６日

厚生労働省労働保険徴収課

目　次

[Ⅰ　猶予制度とは 4](#_Toc43913070)

[問１　収入の減少等により税金や社会保険料（労働保険料を含む。）を支払えない場合の相談窓口はどこか。 4](#_Toc43913071)

[問２　猶予制度とはどのような制度か。 4](#_Toc43913072)

[問３　特例猶予を受けると労働保険料等の支払いが免除されたり、払った労働保険料等が還付されるのか。 5](#_Toc43913073)

[Ⅱ　特例猶予制度について 5](#_Toc43913074)

[問４　特例猶予の対象となるのはどの労働保険料等か。 5](#_Toc43913075)

[問５　新規に事業を起こした場合や有期事業でも特例猶予の申請ができるのか。 5](#_Toc43913076)

[問６　第２種特別加入者の特別加入団体における申請はどのように行えば良いのか。 5](#_Toc43913077)

[問７　特例猶予を受けた後はどのように労働保険料等を払っていくのか。 6](#_Toc43913078)

[問８　どの程度の期間猶予を受けられるのか。 6](#_Toc43913079)

[問９　現在滞納している労働保険料等がある場合には特例猶予を受けられないのか。 6](#_Toc43913080)

[Ⅲ　特例猶予を受けられる要件 6](#_Toc43913081)

[問10　収入には一時的な収入も含まれるのか。 6](#_Toc43913082)

[問11　国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は「事業等に係る収入」に含まれるか。 7](#_Toc43913083)

[問12　どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられるか。 7](#_Toc43913084)

[問13　前年同期には事業を行っていなかった場合は、減少率をどう算出すれば良いのか。 7](#_Toc43913085)

[問14　工事期間が短く前年同期と収入比較ができない単独有期事業はどのように収入比較をすれば良いのか。 7](#_Toc43913086)

[問15　収入の減少率が20％未満の場合には特例猶予を受けられないのか。 8](#_Toc43913087)

[問16　対象期間の損益が黒字の場合でも特例猶予が受けられるか。 8](#_Toc43913088)

[問17　不動産賃貸業を営む者が、賃借人に対し賃料を減免したり、支払を一定期間猶予したような場合は、「収入の減少」に該当するのか。 8](#_Toc43913089)

[問18　納付が困難な理由は何でもよいのか。 8](#_Toc43913090)

[問19　収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要があるか。 9](#_Toc43913091)

[問20　「一時に納付が困難」とはどのような意味か。 9](#_Toc43913092)

[問21　猶予の申請に期限はあるのか。 9](#_Toc43913093)

[問22　猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。 9](#_Toc43913094)

[問23　特例猶予を受けられる要件を満たさない場合は直ちに納付する必要があるのか。 10](#_Toc43913095)

[Ⅳ　特例猶予申請の手続 10](#_Toc43913096)

[問24　特例猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に特例猶予を受けられるのか。 10](#_Toc43913097)

[問25　令和３年１月31日は日曜日であるため、第３期分の納期限が令和３年２月１日となっているが、特例猶予を受けられるのか。 10](#_Toc43913098)

[問26　申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。 10](#_Toc43913099)

[問27　令和２年度の労働保険料等の納付について、一部納付可能な額があるが、残りの金額を一括猶予してほしい場合、申告書にはどのように記載すればよいのか。 11](#_Toc43913100)

[問28　令和２年度の労働保険料の納付について、一部納付可能な額があるが、残りの金額を分割（延納）の上、猶予してほしい場合、申告書にはどのように記載すればよいのか。 12](#_Toc43913101)

[問29　特例猶予申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。 13](#_Toc43913102)

[問30　都道府県から外出自粛の要請が出ているが、都道府県労働局に行かなければ申請できないのか。 13](#_Toc43913103)

[問31　社会保険労務士に申請書の提出を依頼することは可能か。 13](#_Toc43913104)

[問32　口座振替を利用しているが、特例猶予申請をした場合はどのような取り扱いとなるのか。 14](#_Toc43913105)

[問33　新型コロナウイルス感染症等の影響による国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予、国有財産の貸付料等の履行延期に係る申請も受けたいが、それぞれ申請する必要があるのか。 14](#_Toc43913106)

[Ⅴ　労働保険事務組合関係 15](#_Toc43913107)

[問34　労働保険事務組合に委託している事業主でも特例猶予の申請はできるのか。 15](#_Toc43913108)

[問35　労働保険事務組合に委託している事業主の申請はどうように行えばよいのか。また、許可通知書等は、誰から事業主に通知することになるのか。 15](#_Toc43913109)

[問36　労働保険事務組合に委託している事業主における第３期の納期限は令和３年２月15日であるが、当該期日までに申請した場合は、特例猶予を受けられるのか。 15](#_Toc43913110)

[問37　委託している事業主から特例猶予の申請があった場合は、労働保険事務組合の手続きはどのように行えば良いのか。 16](#_Toc43913111)

[問38　口座振替を利用している事務組合は、委託事業主から特例猶予の申請があった場合はどのような取り扱いとなるのか。 16](#_Toc43913112)

[問39　特例猶予が許可された場合の委託事業主の猶予について、どのような書類等の管理が必要ですか。 16](#_Toc43913113)

# Ⅰ　猶予制度とは

## 問１　収入の減少等により税金や社会保険料（労働保険料を含む。）を支払えない場合の相談窓口はどこか。

（答）

○　税や社会保険料の種類により窓口が異なります。

　○　法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予相談は、「国税局猶予相談センター」にお電話ください。

　　（注）国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。

　○　市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談窓口は都道府県や市区町村の担当窓口へ、社会保険料のうち厚生年金保険料等については日本年金機構へご相談ください。

　〇　労働保険料等の猶予相談は都道府県労働局へご相談ください。なお、労働保険料等の年度更新と併せて特例猶予を申請する場合は、「年度更新コールセンター」（０１２０－５６０－７１０）でも問い合わせを受け付けておりますのでご相談ください。

## 問２　猶予制度とはどのような制度か。

（答）

　○　労働保険料等の猶予制度は、労働保険料等を一時に納付することにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、都道府県労働局長に申請することで、最大１年間、労働保険料等の納付が猶予される制度です。

　〇　現行法には、①換価の猶予（国税徴収法第151条及び第151条の２）と②納付の猶予（国税通則法第46条）がありますが、この度、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、③労働保険料等の納付猶予の特例（特例猶予）が創設されました。

## 問３　特例猶予を受けると労働保険料等の支払いが免除されたり、払った労働保険料等が還付されるのか。

（答）

　○　特例猶予は、労働保険料等を一時に納付できない場合に、納付を猶予する制度であり、労働保険料等の支払いそのものが免除されたり、支払った労働保険料等が還付されることはありません。

# Ⅱ　特例猶予制度について

## 問４　特例猶予の対象となるのはどの労働保険料等か。

（答）

　○　特例猶予の対象となるのは、

（１）一般保険料

（２）第１種・第２種・第３種特別加入保険料

（３）特例納付保険料

（４）労災保険の特別保険料

（５）石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

　　です。印紙保険料については対象となりません。

## 問５　新規に事業を起こした場合や有期事業でも特例猶予の申請ができるのか。

（答）

　○　新規適用事業や一括有期事業、単独有期事業についても特例猶予の申請をすることができます（新規適用事業については問13、単独有期事業については問14を参照）。

## 問６　第２種特別加入者の特別加入団体における申請はどのように行えば良いのか。

（答）

○　所属する一人親方等が特例猶予を希望する場合に、当該個々の一人親方等についての収入が前年同月に比べて概ね20％以上減少していることを要件として、当該個々の一人親方等の保険料分を特別加入団体としての保険料のうち「猶予を受けようとする金額」として、「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」にあわせ「第２種特別加入保険料納付猶予申請内訳書」及び「第２種特別加入保険料の特例猶予に係る申立書」により申請していただくことになります。

## 問７　特例猶予を受けた後はどのように労働保険料等を払っていくのか。

（答）

　○　納付の猶予（特例）許可通知書に記載された納付猶予後の納期限までに納付をする必要があります。

## 問８　どの程度の期間猶予を受けられるのか。

（答）

　○　特例猶予については原則１年間労働保険料等の納付が猶予されます。

## 問９　現在滞納している労働保険料等がある場合には特例猶予を受けられないのか。

（答）

　〇　他に滞納している労働保険料等がある場合も、要件に該当している労働保険料等については、特例猶予を受けることができます。

# Ⅲ　特例猶予を受けられる要件

（特例猶予を受けられる要件①　事業の収入）

## 問10　収入には一時的な収入も含まれるのか。

（答）

　○　事業等に係る収入が対象となりますので、事業場や個人事業主等の方の経常的な収入（事業の売上高等）が対象となります。

　○　一時的な所得や臨時収入等については、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まないものと考えられます。

## 問11　国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は「事業等に係る収入」に含まれるか。

（答）

　○　国や都道府県から支給される各種給付金は臨時的な収入に該当しますので、収入金額の計算に当たっては、各種給付金の額を含める必要はありません。

## 問12　どの程度収入が減少していれば、特例猶予の適用を受けられるか。

（答）

　○　令和２年２月１日から納期限までの間の任意の期間（１か月以上）の収入金額が、前年同期の収入金額に対して、概ね20％以上減少していれば、特例猶予の要件に該当することとなります。

　　（注）月の考え方は、１日から末日でなくても構いません（15日～翌14日でも可）

○　ただし、新規適用事業については問13、単独有期事業は問14をご覧ください。

## 問13　前年同期には事業を行っていなかった場合は、減少率をどう算出すれば良いのか。

（答）

○　比較対象となる前年同期が無い場合、比較に適した期間（問のケースでは、収入が生じた期間のうち１か月以上の期間）で収入減少率を算出することになりますので、前年の収入状況又は開業後の収入状況等がわかる資料をお手元にご用意の上、ご相談ください。

## 問14　工事期間が短く前年同期と収入比較ができない単独有期事業はどのように収入比較をすれば良いのか。

（答）

○　工事期間における請負金額の支払い予定額に対し、発注者からの支払額が概ね20％以上減額されているか否かで判断することになります。

## 問15　収入の減少率が20％未満の場合には特例猶予を受けられないのか。

（答）

○　「前年同期比概ね20％以上の収入の減少」という基準の適用については、現に収入の減少が20％に満たないことのみをもって一概に特例の適用を否定するものではなく、収入の減少が20％に満たない場合でも、今後、さらに減少率の上昇が見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断しますので、このような事情がある場合は、所轄の都道府県労働局労働保険徴収課（室）にご相談いただくようお願いします。

## 問16　対象期間の損益が黒字の場合でも特例猶予が受けられるか。

（答）

○　黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例猶予が受けられます。

## 問17　不動産賃貸業を営む者が、賃借人に対し賃料を減免したり、支払を一定期間猶予したような場合は、「収入の減少」に該当するのか。

（答）

○　特例猶予の適用の要件である「収入の減少」が生じたかどうかを判断するための収入金額の計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により、事業主（不動産の賃貸人）が収入すべき対価の額（賃料）を減免した場合や納期限まで支払いを猶予している場合には、その減免又は猶予した額は収入金額に含める必要はありません。

（特例猶予を受けられる要件②　新型コロナウイルス感染症の影響）

## 問18　納付が困難な理由は何でもよいのか。

（答）

　○　特例猶予の場合、新型コロナウイルスの影響によることが必要とされますが、その影響は直接・間接を問いません。

## 問19　収入減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることを証明する必要があるか。

（答）

　○　申請の際に、新型コロナウイルス感染症等が事業に与えた影響を、申請書にあらかじめ記載してある項目（例えば「イベント等の自粛で収入が減少」）の中から選んでチェックしていただければ結構です。

（特例猶予を受けられる要件③　一時に納付することが困難）

## 問20　「一時に納付が困難」とはどのような意味か。

（答）

　○　「一時に納付が困難」とは、納付すべき労働保険料等の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき労働保険料等の全額を一時に納付することにより事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいいます。

（特例猶予を受けられる要件④　納期限について）

## 問21　猶予の申請に期限はあるのか。

（答）

○　特例猶予の申請は、納期限までに提出する必要がありますが、関係法令の施行日（令和２年４月30日）から２か月を経過する日（令和２年６月30日）までは、納期限後においても申請することができます。

## 問22　猶予の申請期限を過ぎてしまうと一切猶予を受けられなくなるのか。

（答）

○　期限内に申告・納付された方との公平性を勘案すると、申請期限を経過した場合は、猶予を受けることは難しくなります。

○　ただし、事業主の方が新型コロナウイルス感染症にり患したため申請できない場合など、やむを得ない理由がある場合は申請書の余白等にその理由を記載することで納期限内に申請があったものとして取り扱います。

## 問23　特例猶予を受けられる要件を満たさない場合は直ちに納付する必要があるのか。

（答）

○　特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、都道府県労働局労働保険徴収課（室）にご相談ください。

# Ⅳ　特例猶予申請の手続

## 問24　特例猶予を受けるためには申請が必要なのか。あるいは、自動的に特例猶予を受けられるのか。

（答）

○　特例猶予は事業主の方からの申請に基づいて適用することとなりますので、自動的には猶予を受けられません。納付にお困りの方は、まずは、都道府県労働局労働保険徴収課（室）にご相談ください。

## 問25　令和３年１月31日は日曜日であるため、第３期分の納期限が令和３年２月１日となっているが、特例猶予を受けられるのか。

（答）

○　今般、新型コロナ税特法施行令が改正され、令和３年２月１日までに納期限があるものについても特例猶予申請を行うことができます。

## 問26　申請書の記載方法が分からない場合にはどこに尋ねればよいか。

（答）

○　特例猶予申請書の記載方法が分からない場合は、厚生労働省ホームページの猶予申請書の記載例をご参照（[**https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_10647.html**](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)）いただくほか、都道府県労働局労働保険徴収課（室）にご相談いただければ、記載の仕方もご案内します。

また、労働保険料等の年度更新と併せて特例猶予を申請する場合は、「年度更新コールセンター」（０１２０－５６０－７１０）でも問い合わせを受け付けておりますのでご相談ください。

## 問27　令和２年度の労働保険料等の納付について、一部納付可能な額があるが、残りの金額を一括猶予してほしい場合、申告書にはどのように記載すればよいのか。

（答）

○　例えば、

・令和２年度に納付すべき労働保険料等総額：６０万円

・納付可能金額：２５万円

・猶予額：３５万円

　　の場合における「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の記載内容は以下のようになります（その他の欄は省略）。

＜１申請者名等＞欄



＜２猶予額の計算＞欄



○　なお、納付可能金額（25万円）は労働保険料等に充てられるべき金額になりますので、納期限までに納付をお願いします。

特例猶予の要件を満たしていれば、納付可能金額の納付を確認した上で、残りの金額（35万円）について猶予を許可します。

## 問28　令和２年度の労働保険料の納付について、一部納付可能な額があるが、残りの金額を分割（延納）の上、猶予してほしい場合、申告書にはどのように記載すればよいのか。

（答）

○　例えば、３分割払いを希望し３期分まとめて申請する際、

・令和２年度に納付すべき労働保険料等総額：６０万円

　　　　　→各期において納付すべき労働保険料額：２０万円

　　　・納付可能金額：１５万円

　　　・猶予額：４５万円

の場合であれば、「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の記載内容は以下のようになります（その他の欄は省略）。

＜１申請者名等＞欄



**R3**･**2**･**1**

納付可能金額は、まずは１期目に充当する。

＜２猶予額の計算＞欄



　○　なお、納付可能金額（15万円）は労働保険料等に充てられるべき金額になりますので、納期限までに納付をお願いします。

特例猶予の要件を満たしていれば、納付可能金額の納付を確認した上で、残りの金額（45万円）について猶予を許可します。

## 問29　特例猶予申請のためにはどのような書類を準備する必要があるか。

（答）

○　特例猶予の申請に当たっては、以下の書類をご準備いただき、申請書に記載の上、資料の該当箇所のコピーを提出してください。

　①　本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿

※会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類（例：試算表））でも可

　　　※単独有期事業においては変更契約書や帳簿の写し等

　②　手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳

　○　また、最近（２か月程度）において国税、地方税、厚生年金保険料等の特例猶予等を受けている場合は、その申請書及び許可通知書の写しを添付していただくことで、労働保険料等納付の猶予申請書（特例）のうち、国税等の申請と重複する事項の記載や上記①・②の添付が省略できる場合があります。

○　なお、帳簿等を準備することが難しい場合は、職員による聞き取りで対応しますので、都道府県労働局労働保険徴収課（室）にご相談ください。

## 問30　都道府県から外出自粛の要請が出ているが、都道府県労働局に行かなければ申請できないのか。

（答）

○　特例猶予申請書の提出は、郵送又は電子申請でも受け付けております。

　　電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。

## 問31　社会保険労務士に申請書の提出を依頼することは可能か。

（答）

○　特例猶予申請書は、社会保険労務士により代理申請が行えます。

## 問32　口座振替を利用しているが、特例猶予申請をした場合はどのような取り扱いとなるのか。

（答）

○　令和２年度の労働保険料等について特例猶予申請をした場合には、特例猶予の許可をもって令和２年度の労働保険料等の引き落としは凍結されることになります。

　　なお、延納を希望される事業主の方で第１期分についてのみ特例猶予を申請し許可された場合は、第２期分、第３期分についても口座振替は凍結となるため、第２期分、第３期分は納付書での納付となりますのでご理解願います。

## 問33　新型コロナウイルス感染症等の影響による国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予、国有財産の貸付料等の履行延期に係る申請も受けたいが、それぞれ申請する必要があるのか。

（答）

○　それぞれに申請いただく必要はありますが、申請の際のご負担を軽減するとともに、迅速かつ柔軟に猶予を適用していくため、関係機関で連携し、

①　猶予申請書の様式は、新型コロナウイルス感染症等の影響による国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予、国有財産の貸付料等の履行延期に係る申請において可能な限り共通化する

②　最近（２か月程度）、労働保険料等の猶予が既に許可されている場合には、国税等の猶予申請に当たり、労働保険料等納付の猶予申請書や納付の猶予（特例）許可通知書のコピーを添付いただくことで、

・国税等の猶予申請書の記載等を大幅に省略できる（注）

・国税等における審査を大幅に省略し、迅速に猶予を許可する

こととしています。

　（注）たとえば、国税の猶予申請書には、住所・氏名のほか猶予対象税額など、「１申請者名等」を記載いただき、「２猶予可能額の計算」欄については、「別紙労働保険料等納付の猶予申請書のとおり」等と記載いただくことにより、記載と添付資料を省略することができます。

　　なお、労働保険料等の猶予申請における取扱いについては問27参照。

○　なお、猶予の適用については、法令が申請主義を採用しているほか、国税・地方税・厚生年金保険料等で納期限・申請期限や税額等が異なることから、申請そのものを省略することはできません。お手数ですが、それぞれに申請していただく必要がありますので、ご理解ください。

# Ⅴ　労働保険事務組合関係

## 問34　労働保険事務組合に委託している事業主でも特例猶予の申請はできるのか。

（答）

○　労働保険事務組合に委託している事業主についても、収入が前年同月に比べて概ね20％以上減少していること等の要件を満たす場合は、特例猶予の申請をすることができます（問33を参照）。

## 問35　労働保険事務組合に委託している事業主の申請はどうように行えばよいのか。また、許可通知書等は、誰から事業主に通知することになるのか。

（答）

○　申請手続は、労働保険の事務処理を委託している労働保険事務組合を通じて行うこととなります。

○　労働保険事務組合に委託している事業主が特例猶予を希望する場合には、「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）（事務組合の委託事業場用）（様式第１号）を作成いただき、「申請書の記載にあたり根拠となる書類」も併せて、事務組合に提出してください。

　　労働保険事務組合が、委託事業主分の申請書等を取りまとめて、申請手続きを行います。

○　事業主宛ての許可通知書等についても、都道府県労働局長から各事務組合に通知します。許可通知書等の写しが必要な場合は、委託する労働保険事務組合にご依頼下さい。

## 問36　労働保険事務組合に委託している事業主における第３期の納期限は令和３年２月15日であるが、当該期日までに申請した場合は、特例猶予を受けられるのか。

（答）

○　特例猶予申請書の「第３期の労働保険料等の延納を希望する場合」欄にチェックを入れて申請した場合は、第３期分の納期限を令和３年２月１日までとして取り扱うこととなるため、第３期分についても特例猶予の申請を行うことができます。

## 問37　委託している事業主から特例猶予の申請があった場合は、労働保険事務組合の手続きはどのように行えば良いのか。

（答）

○　労働保険事務組合は、委託事業主から提出された「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）（事務組合の委託事業場用）」等をとりまとめ、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を作成のうえ、あわせて都道府県労働局に提出することになります。

## 問38　口座振替を利用している事務組合は、委託事業主から特例猶予の申請があった場合はどのような取り扱いとなるのか。

（答）

　○　令和２年度の労働保険料等に係る特例猶予の申請があった場合には、当該申請の許可をもって、令和２年度の労働保険料等の引き落としは凍結されることになります。

　　なお、延納の場合において、委託事業主から第１期分についてのみ特例猶予の申請があり、許可された場合には、第２期分、第３期分についても口座振替は凍結となり、第２期分、第３期分は納付書での納付となりますのでご理解願います。

## 問39　特例猶予が許可された場合の委託事業主の猶予について、どのような書類等の管理が必要ですか。

（答）

○　特例猶予が認可された委託事業場については、「労働保険料等徴収及び納付簿

（様式第１７号）」に必要事項等を追記し、特例猶予等の状況等を明確にしてお

く必要があります。